

1 総則

(1) 目的

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもの健やかな成長は、いつの時代においても親の願いであり、学校の願いであり、社会の願いである。未来を担う子どもたちの健全な育成は大人の責務である。

子どもは人と人との関わりの中で、互いに認め合いながら自己実現に向けて切磋琢磨していく存在でなければならない。しかし、子どもたちの生活の場に他者を排除しようとする雰囲気が形成されれば、いじめがおきる可能性がある。

いじめは、いじめを受けた子どもの人権と教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条と、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂、さらに京都市での「京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）」の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめ防止等の取組の推進にあたり、本校全教職員が次に掲げる三点を基本理念とし、いじめ防止のための取組を継続的に行う。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、見えにくく、わかりにくい場面で多く起こり、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられた子どもの立場に立って親身に指導を行わなければならない。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるとする見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である。
- ・いじめは、教職員の生徒への関わり方、指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である課題である。

(3) 基本認識

①いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条

「児童等に対して,当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって,当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものいう。」

京都市いじめの防止等に関する条例第2条

「子どもに対して,当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって,当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても,他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。」

「いじめ防止対策推進法第2条」並びに「京都市いじめの防止等に関する条例第2条」では上記のように定義されている。京都市では法に加えて「当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても,他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。」としており,法よりも広くいじめを捉える定義を規定している。そのため日常の生徒の様子を観察し,些細な変化等を敏感に察知することで京都市が掲げる「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念を実践する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は,表面的・形式的にすることなく,いじめを受けた子どもの立ち,本校における対応は子どもが心身の苦痛を感じていない又は訴えない場合や放置しておくといじめにつながる恐れがある行為,他の生徒であれば心身の苦痛を感じるであろうと考えられる行為,保護者が家庭で子どもから感じ取られた異変の訴え等も含めて積極的に対処していく。そのため校内外を問わず生徒の様子を注意深く観察することで異変を見逃さず,保護者とも連絡を密にする。また地域諸団体,地域の方々とも連携を深くすることで生徒の生命,権利を守っていくこととする。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様としては以下のように挙げられる。

- ・冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言う。
- ・仲間はずれ,集団による無視をする。
- ・軽くぶつかったり,遊ぶふりをしてたたいたり,蹴ったりする。
- ・金品をたかる。
- ・所有物を隠したり,壊したり,捨てたりする。
- ・所有物を隠したり,壊したり,捨てたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしこと,危険なことをしたり,させたりする。
- ・上記をケータイ,スマートフォン等で撮影する。他者に送信する。
- ・パソコン,ケータイ,スマートフォン等で,誹謗中傷や嫌なことや無視をする。

上記以外にもいじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしや悪ふざけ,「遊び」や「ふざけ」を装うもの,双方にトラブルの要因があるトラブルなど見極めの難しい事案や見えにくいものもある。またいじめを受けている本人が否定する場合,認識が薄い場合,他の生徒であれば心身の苦痛を感じると考えられる行為があることなどを踏まえ,いじめは子ども社会において起こり得るものと認識し,些細な兆候であっても危機意識を持ち,京都市いじめの防止等に関する条例第2条に沿って子どもの立場で考え,いじめを積極的に認知し速やかに対処する。

2. 桃陵中学校「いじめ対策委員会」

【いじめ対策委員会】

[開催予定] 月1回程度（緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

定期開催予定は年間計画に記載

[構成員] 校長・教頭・教育相談主任・生徒指導部長・補導主任・学年主任・養護教諭
各学年補導担当・スクールカウンセラー

- [役割]
- 各学年の生徒の様子の情報交換を行い、多角的な生徒理解を行う。
 - 学年担当者以外の気づきを重く受け止めての情報交換を行う。
 - 毎週行われる補導部会の情報を共通理解し、問題行動の発見に努める。
 - 問題事象がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。判断材料が不足する場合は、事実関係の再調査を行う。
 - いじめとして対応すべき事案については「組織」として問題解決まで被害者・加害者双方に支援・指導を行う。
 - 入学式、始業式で「いじめ対策委員会」に関する概要説明を行う。
 - クラスマネージメントシート、いじめアンケート、こころとからだのアンケート、の結果を検証し、諸課題を明確にする。各事案に対する具体的対処について協議を行い、組織的な対応を行う。

3. 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 授業改善

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行い、学力のなさに起因する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしやからかいなどを防止する。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという自己有用感を養う。

学び合い学習、教え合い学習を各教科に積極的に取り入れ、生徒の授業での「居場所づくり」や他者を思いやる気持ちを育てる。

② 人権教育の充実

すべての教育活動において、生命や人権を尊重し、豊かなこころを育てる指導内容を充実させる。

③ コミュニケーション能力の育成

集団生活の中で、互いを認め合い、表現方法や考え方の異なる仲間も受け入れるため、あらゆる場面でコミュニケーションの育成を図る指導項目を組み入れる。

④ 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業で他人を思いやる心や人権尊重の精神、自尊感情の育成など、人間性の豊かさに関する内容を充実させる。道徳的実践力は道徳教育推進教諭を中心に道徳の授業のみならず、あらゆる学校教育の場で実施されなければならない。保護者や地域の協力を得ながら、家庭や地域社会と共に理解、連携を深めて、地域全体の道徳的資質の向上を図る。

⑤ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

職業体験やボランティア活動、地域行事への参加等の体験活動を教科・総合的な学習の時間・特別活動・道徳等との連携を図りながら積極的に行い、体験活動を通して道徳的実践力を養う。

⑥ 生徒会活動の充実

「支え・励まし・高め合う」という生徒会の活動方針を実践に移すため、生徒会が中心となって行う行事を充実させ、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。生徒自身が主体的に活動を行い、一つのものを作り上げることで生徒同士の絆を深める。京都市中学校生徒会宣言を様々な機会に捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。

⑦ 環境整備

教科授業・道徳・総合的な学習・体験活動・生徒会活動など生徒が関わる全ての活動が充実するために教職員一同は環境整備に努める。

※すべての教育活動において、生徒の居場所づくりと自己有用感を高める活動を充実させる。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 生徒がいるところには教職員がいる。休み時間や放課後に生徒の様子に気を配ることはもちろんのこと生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

② 日常の生徒観察に加え、教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

③ いじめに関するアンケート（記名式）、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート・わたしの毎日アンケート）、こころとからだのアンケートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。

④ 年に2～3回教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシートや教育相談アンケートを生徒理解のツールとして活用し、生徒と話しあみ、内面の理解に努める。

⑤ 保護者との連携を密にするとともに、PTA・地域からの情報を教職員全員で共有するとともに、必要に応じて保護者や地域、関係機関の支援を求め指導を進める。

⑥ スクールカウンセラーの活用を図るため、スクールカウンセラーの活用方法を生徒に適宜知らせ、必要に応じて保護者との連絡をとり、カウンセラーとの面談を進める。

⑦ 相談しやすい環境づくりを進めるために、教職員のカウンセリング技能向上を図る研修への参加を図る。

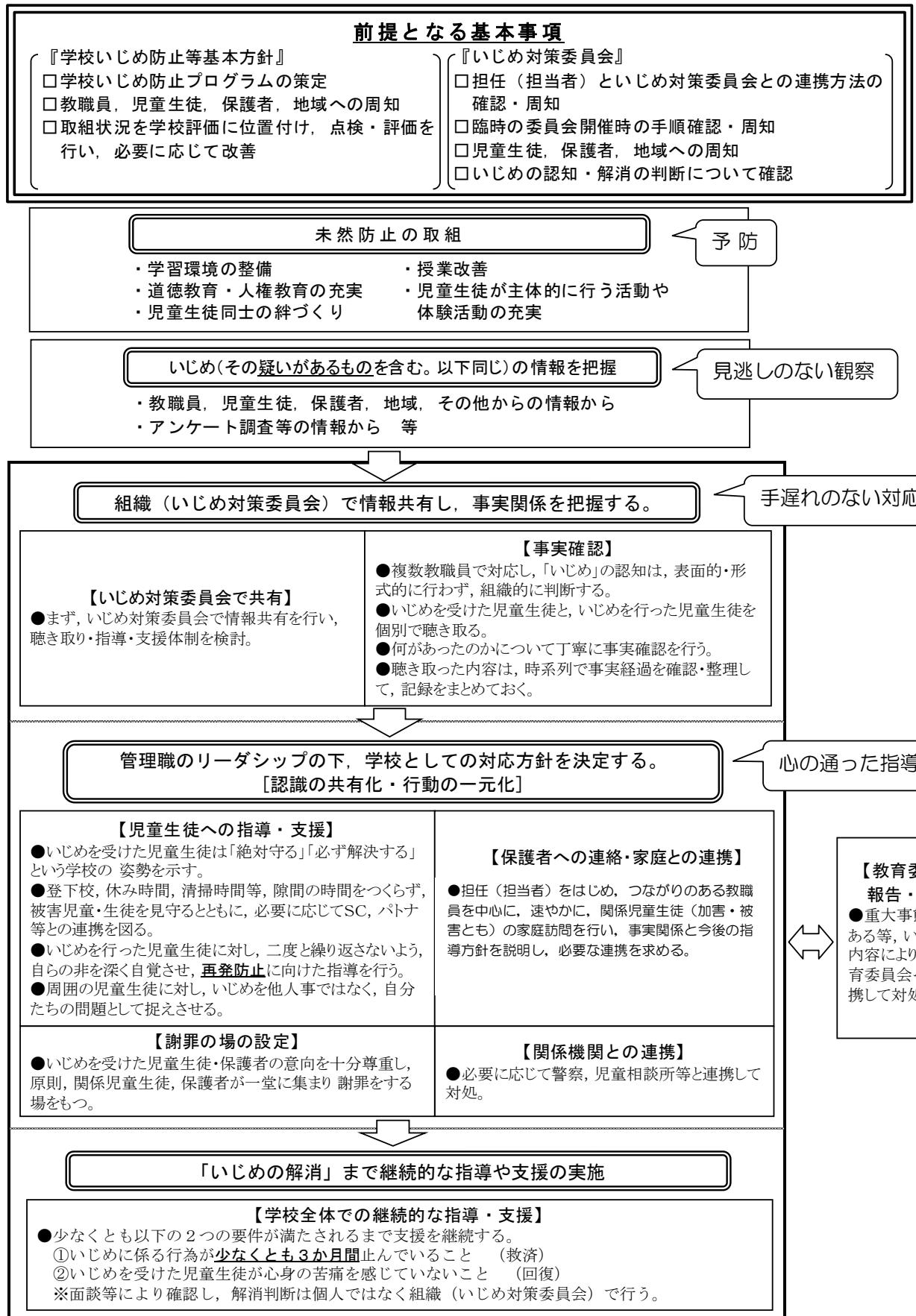
⑧ いじめに関するアンケート（記名式）、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート・わたしの毎日アンケート）、こころとからだのアンケートの結果をいじめ対策委員会で結果を検証し、対処について協議を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話の校内持ち込みと使用の禁止へ徹底した取り組み（個別事情は考慮）

学校への持ち込みや校内での使用禁止については、保護者と連携して徹底して取り組む。

- ・非行防止教室による啓発

京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官OBによる指導啓発を実施する。

- ・ケータイ教室の開催

KDDI主催の「スマホ・ケータイ教室」を全校生徒対象に開催し、スマホを通じたトラブルの危険を回避する方法や使用方法を指導する。

LINEみらい財団主催の「オンライン授業」を全校生徒対象に各学年で開催し、スマホを通じたトラブルの危険を回避する方法や使用方法を指導する。（団体と調整、検討中）

- ・地域や家庭への啓発

PTA活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。

④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消はいじめを受けた生徒に対する行為が3か月程度止んでいること。いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。そのため指導や謝罪が終わったからいじめが解消したとは判断できないため最低でも3か月程度見守る。その間週1回程度、本人から現在の状況、心情の聴き取りを行う。同時に保護者との面談を行い、家庭での様子、生徒本人との会話から感じ取った異変等を聴き取る。その内容を基に「いじめ対策委員会」を開催し、判断する。その中でさらなる見守りが必要と判断した場合は期間を延長して校内での本人の観察、保護者との面会を定期的に継続する。

いじめを行った生徒は以後同様の行為を行うことがないように支援を行う。状況によりスクールカウンセラーとの面談等を薦める。

（4）教職員の資質能力向上の取組

教職員のいじめ防止、発生時の対応における資質・能力向上のため校内研修の実施を計画するとともに教育委員会や外部で行われる研修へ積極的に参加する。

【校内研修予定】

- ・4月「京都市いじめの防止等取組指針」を活用したいじめに対する姿勢の確立
- ・5月「気になる生徒の情報共有」
- ・8月「調整中」
- ・1月「年度内に起こったいじめ事案の経過の共有と対応の振り返り」

4. 保護者・地域、関係機関との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会・PTA・地域生徒指導連絡協議会など地域関係団体との連携を促進し、積極的な情報発信、意見交換等を行い、学校・家庭・地域社会が協働する体制の充実を図る。

5. 重大事態への対処

重大事態は法において次のように定義されている。

いじめ防止対策推進法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。

一の具体的な事案

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・本校いじめ対策委員会が重大事態と認めた場合

二における「相当な期間」とは30日を目安とする。

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画 ※ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	○いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「学校いじめの防止等基本方針の検討」 「生徒・保護者への広報について」 「こころとからだのアンケート①の実施に向けて」 ●職員会議 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 ●校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会で生徒に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・家庭訪問・懇談週間	・前年度の記名式アンケート、クラスマネージメントシートについて確認と共有 ・こころとからだのアンケートの役割と活用方法の周知 ・こころとからだのアンケート①実施、結果を全体で共有	・学校運営協議会 ・いじめ対策委員会の紹介 ・【3年生】学年懇談会兼修学旅行説明会
5	○いじめ対策委員会② 「こころとからだのアンケート①結果の共有」 「クラスマネージメントシート①の実施に向けて」 「教育相談①に向けて」 「夏季校内研修に向けて①」 ●校内研修② 「気になる生徒の情報共有」		・クラスマネージメントシートの役割と活用方法の周知 ・クラスマネージメントシート①の実施、結果を全体で共有 ・教育相談	・桃陵中学校区地生連

6	<p>○いじめ対策委員会③ 「クラススマネージメントシート①結果の共有」 「いじめアンケート（記名式）①に向けて」 「学校評価アンケートの項目について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・ケータイ教室【3年生】 修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名式）①の実施, 結果の共有, 対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・PTA 総会 ・休日参観 ・【1・2年生】学年懇談会
7	<p>○いじめ対策委員会④ 「いじめアンケート（記名式）①の結果共有」 「夏季校内研修に向けて②」 ●生徒指導部 「夏季休業中の生活について」</p>	<p>【1・2年生】 科学センター学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・全校集会 ・学年集会 ・「夏季休業を迎えるにあたって」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会（個人懇談）での情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・学校評価アンケート
8	<p>○いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し」 「こころとからだのアンケート②の実施に向けて」 ●校内研修③ 「※調整中」 ●生徒指導部 「夏季休業明けの生徒の様子について」 「長欠生徒の対応について」 「自殺予防について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会リーダー研修会（未定） ・全校集会 ・小中連携研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの生徒の様子を共有し組織的対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域パトロール ・地域行事 「音楽と映画の夕べ」（未定）
9		<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭, 体育祭に向けての取組 ・生徒会本部役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころとからだのアンケート②実施, 結果を全体で共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・桃陵中学校区地生連
10	<p>○いじめ対策委員会⑥ 「こころとからだのアンケート②結果の共有」 「クラススマネージメントシート②実施に向けて」 「学校評価アンケートの結果を受けて改善策の検討」 ●研修会 「伏見支部研修会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭, 体育祭 ・オープンスクール（小学6年生対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラススマネージメントシート②の実施, 結果を全体で共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会

	○いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネージメントシート②の結果共有」 「いじめアンケート（記名式）②の実施に向けて」 「学校評価アンケートの項目について」	【2年生】 職場体験	・教育相談	【3年生】 保護者懇談会
11	○いじめ対策委員会⑧ 「いじめ防止プログラムの見直し②」 「こころとからだのアンケート③の実施に向けて」 ●生徒指導部 「冬季休業の生活について」	・人権学習 ・全校集会 ・学年集会 ・冬季休業を迎えるにあたって	・いじめアンケート（記名式）②の実施 ・保護者懇談会（個人懇談会）での情報を共有 ・学校評価アンケート	・保護者懇談会 ・学校評価アンケート
12	○いじめ対策委員会⑨ 「いじめアンケート（記名式）②の結果共有」 「冬季休業明けの生徒の様子について」 「クラスマネージメントシート③実施に向けて」 「学校評価アンケートの結果を共有」 ●校内研修④ 「年度内に起こったいじめ事案の経過の共有と対応の振り返り」	・お正月子ども の集い（未定）	・冬季休業明けの生 徒の様子を共有 ・こころとからだの アンケート③実施, 結果を全体で共有	・学校運営協議会
1	○いじめ対策委員会⑩ 「こころとからだのアンケート②結果の共有」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」		・クラスマネージメントシート③の実施, 結果を全体で共有	・桃陵中学校区 地生連 ・【1・2年生】 学年懇談会
2	○いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネージメントシート③の結果共有」 「いじめ防止プログラムの見直し③」 ●生徒指導部 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「次年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る 会 ・卒業式 ・全校集会 ・学年集会 ・進学, 進級に 向けて	・いじめアンケート（記名式）の保管 ・クラスマネージメントシート及びデータ保管	
3				

【実施予定】1年生：非行防止教室 2年生：防煙教室 3年生：薬物乱用防止教室

各団体と日程調整後に決定

※「いじめに関する無記名アンケート」は必要に応じて適宜実施する。

※外部団体から講師を招いての講演は日程調整後、実施する。

ケータイ教室（全校）6月5日（土）土曜参観

非行防止教室（1年）防煙教室（2年）5月末～6月初旬で検討 薬物乱用防止教室（3年）

※上記計画には示していないが、「いじめの未然防止の取組として「学習環境の整備」「授業改善」「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※いじめ事案の発覚時は「いじめ対策委員会」を臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。（いじめの解消は指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過とする。）

7 「いじめ」に対する相談窓口連絡先

☞こども相談 24時間ホットライン TEL (075) 351-7834